

創業支援事業補助金を創設しました

飲食サービス業や市中心部での創業等を支援するため「津久見市創業支援事業補助金」を創設しました。本制度は、幅広い業種、多様な創業ニーズに対応できる仕組みとしていますので、特に、観光産業の育成、市中心部の活性化、女性の創業・起業等につながればと考えています。下記の要件を満たす個人、法人または組合における、平成30年10月1日以降の創業が補助金の対象となります。

【創業の定義】

- ①事業を営んでいない個人が、市内で新たに対象業種の事業を開始または新たに法人もしくは組合を設立し対象業種の事業を市内で開始すること。
- ②市内において事業を営んでいる個人、法人または組合が、現在営んでいる事業を継続して実施しつつ、日本標準産業分類の細分類が異なる新たな対象業種の事業を市内で開始すること。
- ③市外に住所を有し、市外において対象業種の事業を現在営んでいる個人が、本市に住所、事業所を移し当該事業を継続して実施すること。
- ④市外で事業を営んでいる法人または組合が、新たに市内で対象業種の事業を開始すること。

【対象業種】（総務省が定める日本標準産業分類による）

D建設業、E製造業、F電気・ガス・熱供給・水道業、G情報通信業、H運輸業(中分類43～45、47・48)、I卸売業、小売業、J金融業、保険業、K不動産業、物品販賣業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、O教育、学習支援業、P医療、福祉、Rサービス業(中分類88～92)

【補助対象経費・補助率等】

補助対象経費	補助率	限度額
事業所の開設等に係る経費（事業の用に供するものに限る。） ①店舗等の新築および改修費（外構工事等を含む。） ②什器備品および設備費（車両については、※1に掲げる業種における販売の用に供するものに限る。） (注)消耗品費および美術品、骨董品等の価額の判断において専門的な知見を要するものにかかる経費を除く。	補助対象経費の額の3分の1以内、ただし、 重点創業（※1,2）の場合は、2分の1以内	50万円
事業の運営に係る経費 ①広告宣伝費（パンフレット、ホームページ製作費等） ②販売促進等に係る費用（新商品開発、販路拡大等）		

【重点創業】

- ※1 全市的な、宿泊業・飲食サービス業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業の創業
※2 都市計画法による商業地域（高洲町・中央町・港町・セメント町など）での対象業種に該当する創業

津久見商工会議所とさらなる連携強化



川野市長が津久見商工会議所を訪問し、企業誘致に向けた工場適地や空き店舗等の調査、創業・事業承継の相談窓口の充実等について、古手川会頭へ要請を行いました。

市と商工会議所は、企業誘致・立地、創業支援に向けた取り組みについて、これまで以上に連携を図り、積極的に推進しています。

今回紹介した企業立地や創業支援、生産性向上の取り組み等のほか、商工業振興に関する各種施策についての詳細は、以下へお気軽にお問い合わせください。

●問い合わせ先：商工観光・定住推進課 商工観光班 Tel 0972-82-9542

事業所の立地(新設・規模拡大)、新規雇用、社宅整備への支援制度を創設しました

市外からの企業誘致、事業所の新設・規模拡大等による設備投資、新規雇用の創出、社宅整備による住環境整備を推進し、産業振興を図り、定住促進につなげていくため「津久見市企業立地促進条例」を創設しました。

【助成の種類・内容等】

種類	助成措置の要件	助成内容
設備投資助成金 雇用促進助成金	[事業所の立地(平成30年4月1日以降の操業開始)] 事業所の新設・規模拡大等で①または②に該当する場合、助成金の対象となります。 ①法人または組合の場合 設備投資額(家屋・償却資産)+用地取得費の合計2,700万円以上、新規雇用従業者3人以上で1年以上継続雇用 ②個人の場合 設備投資額(家屋・償却資産)+用地取得費の合計500万円以上、新規雇用従業者1人以上で1年以上継続雇用 [新規雇用従業者(平成30年4月1日以降の雇用)] ①および②に該当する新規雇用従業者が助成金の対象となります。 ①新たに1年を超えて就業し雇用保険法の適用を受け、かつ、労働者名簿に記載されている者で市内に住所を有する者 ②従来から雇用している従業者数(操業開始前6月時点)からの増加分を対象(同一事業所内での配置換え、関連会社からの雇用、代表権を持つ会社役員および短時間労働者を除く。)	(設備投資助成金) 設備投資額×5%×3年間 (上限300万円/年) ※用地取得費は対象としません。 (雇用促進助成金) 雇用期間1年間の新規雇用従業者1名×30万円×3年間 (上限300万円/年)
社宅整備助成金	[社宅整備(平成30年4月1日以降に整備が完了した社宅)] 下記に該当する社宅が助成金の対象となります。 ①社宅整備費+用地取得費の合計5,000万円以上、4世帯以上が入居可能な社宅の新設または増設 ②社宅全戸数の2分の1以上に、市内在住の従業者または市外から転入した従業者が入居	(社宅整備助成金) 社宅整備費×5%×(50%・100%)×3年(上限300万円/年) ※市外から転入した従業者の入居状況により、助成金の割合が変動します。 ※用地取得費は対象としません。

※3つの助成金は重複して受けることができますが、上限額は500万円/年となります。

※対象となる業種、設備投資、社宅整備、新規雇用や助成内容の詳細については、お気軽にお問い合わせください。

先端設備等導入促進基本計画を策定しました

中小企業者の労働生産性向上を支援するため、「生産性向上特別措置法」(平成30年6月6日施行)に基づく「先端設備等導入促進基本計画」を策定しました。これにより、中小企業者が市の認定を受け、労働生産性の向上(年平均3%以上)に資する設備投資を行った場合、対象となる設備の固定資産税(償却資産)の課税免除(3年間)や下記の国の補助金が優先的に採択されるなどの支援を受けることができます。

(対象となる国の補助金)

- ①ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金
- ②小規模事業者持続化補助金
- ③戦略的基盤技術高度化支援事業
- ④サービス等生産性向上IT導入支援事業

生産性向上特別措置法の概要や津久見市の「先端設備等導入促進基本計画」等については、下記のホームページをご覧ください。

中小企業庁：「生産性向上特別措置法による支援」

URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

津久見市：「生産性向上特別措置法による支援について」

URL: <http://www.city.tsukumi.oita.jp/soshiki/6/10924.html>